

②公共サービス改革の推進に係る条例及び条例施行規則

南相馬市公共サービス改革の推進に関する条例（案）

平成 年 月 日
号

目 次

第一章 総則（第1条－第5条）

第二章 公共サービス改革実施方針等（第6条）

第三章 官民競争入札又は民間競争入札

第一節 官民競争入札（第7条－第11条）

第二節 民間競争入札（第12条－第13条）

第四章 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

第一節 契約（第14条－第16条）

第二節 対象公共サービスの実施（第17条－第18条）

第三節 監督（第19条－第20条）

第五章 市が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施（第21条）

第六章 南相馬市公共サービス改革推進委員会（第22条－第29条）

第七章 雑則（第30条－第31条）

第八章 罰則（第32条－第34条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、南相馬市（以下、「市」という。）が自ら実施する公共サービスに関し、公共サービスの担い手の最適化を企図するためその実施を民間が担うことができる公共サービスは民間に委ねる観点からこれを見直し、民間事業者の創意工夫が反映されることが期待される業務について、透明かつ公正な競争の下で公共サービスの改革を実施するため、その基本理念、公共サービス改革実施方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続き、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、合議制機関の設置その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「公共サービス」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 市の事務又は事業として行われる市民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）のうち、次ぎに掲げるものをいう。
 - ア 施設の設置、運営又は管理の業務
 - イ 窓口における相談等の業務
 - ウ 研修、調査若しくは研究の業務又は庶務関連等の業務
 - エ アからウまでに掲げる業務のほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも市が自ら実施する必要がない業務
 - (2) 市の事務又は事業として行われる市民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であって、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日法律第51号。以下、「法」という。）第5章第2節の規定により、法律の特例が適用されるものとして、その範囲が定められているもの（以下、「特定公共サービス」という。）をいう。
- 2 この条例において「官民競争入札」とは、第6条に規定する実施方針において選定された公共サービスについて、市と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続きであって、第三章第一節の規定により行われるものをいう。
- 3 この条例において「民間競争入札」とは、第6条に規定する実施方針において選定された公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続きであって、第三章第二節の規定により行われるものをいう。
- 4 この条例において「公共サービス実施民間事業者」とは、第14条第1項の契約による委託に基づいて公共サービスを実施する民間事業者をいう。

(参考：丸森町における公共サービス改革の推進に関する条例 第2条（定義）

(定義)

第2条 この条例において「公共サービス」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町の事務又は事業として行われる町民に対するサービスの提供その他の公共の利益

の増進に資する業務（行政処分を除く。）であって、その内容及び性質に照らして、必ずしも町が自ら実施する必要がないもの

- (2) 町の事務又は事業として行われる町民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であって、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第5章第2節の規定により、法律の特例が適用されるものとしてその範囲が定められているもの（以下「特定公共サービス」という。）

2 (以下、～略～)

(基本理念)

第3条 競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する市民の立場に立ち、市がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスについて不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、市民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする公共サービスを適切に選定するほか、市の関与その他の規制を必要最小限のものとする事により民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 市は、前条の見直しを通じ、公共サービスのうち、市の事務又は事業として行う必要がないと認めるものは、これを廃止するものとする。

3 市は、公共サービスに関する見直しを行うなかで、法第2条第5項に定めるサービスの範囲の変更その他法の改正が必要と認めるときは、国に対し当該事項に係る必要な措置を講じるよう要望するものとする。

(民間事業者の責務)

第5条 公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する町民の信頼を確保するよう努めなければならない。

第二章 公共サービス改革実施方針等

(官民競争入札等の実施方針)

第6条 市長は、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合は、官民競争入札又は民間競争入札の実施に関し必要な事項を定めた実施方針（以下、「実施方針」という。）を作成するものとする。

2 市長は、実施方針を定めようとするときは、南相馬市公共サービス改革推進委員会（第22条に規定する委員会をいう。以下第五章までにおいて同じ。）の議を経るものとする。

3 市長は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、実施方針の作成について必要な事項は、規則にて別に定める。

第三章 官民競争入札又は民間競争入札

第一節 官民競争入札

（官民競争入札実施要項）

第7条 市長は、官民競争入札を実施するときは、実施する公共サービス（以下、「官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、実施方針に基づき官民競争入札に係る実施要項を定めるものとする。

2 市長は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、南相馬市公共サービス改革推進委員会の議を経るものとする。

3 市長は、官民競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、官民競争入札実施要項の変更について準用する。

（欠格事由）

第8条 法第17条において準用する法第10条の各号に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札に参加させないこととされた者

（2） 第16条第1項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して5年を経過しない者

（3） 南相馬市公共サービス改革推進委員会の委員又は当該委員と次に掲げる者と規則で定める直接の利害関係を有する者

（官民競争入札への参加）

第9条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従って、次の各号に掲げる事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録

であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)を含む。以下同じ。)を市長に提出することにより、申込みを行うものとする。

(1) 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法

(2) 入札金額

2 官民競争入札に参加する市長は、官民競争入札実施要項に従って、前項第1号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成するものとする。

3 第1項の規定により申込みを受けた市長は、遅滞なく、前2項の書類の写しを南相馬市公共サービス改革推進委員会に送付しなければならない。

(官民競争入札の実施及び落札者等の決定)

第10条 市長は、前条第1項及び第2項の書類の全てについてその評価を行うものとする。この場合において、市長は、南相馬市公共サービス改革推進委員会の議を経なければならない。

第11条 市長は、前条の規定による評価に従い、市長が作成した第9条第2項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者(最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適當な場合として規則で定める場合にあっては、当該最も有利な申込みをした者の次に有利な者)を落札者として決定するものとする。

2 市長は、前条の規定による評価に従い、市長が作成した第9条第2項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかったときは、市が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち規則で定めるもの又は市が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び市長が作成した第9条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

第二節 民間競争入札

(民間競争入札実施要項)

第12条 市長は、民間競争入札を実施するときは、実施する公共サービス(以下、「民間競争入札対象公共サービス」という。)ごとに、遅滞なく(法令の制定又は改廃を要するもの

にあつては、制定又は改廃後遅滞なく)、実施方針に基づき民間競争入札に係る実施要項を定めるものとする。

- 2 市長は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、南相馬市公共サービス改革推進委員会の議を経るものとする。
- 3 市長は、民間競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。
- 4 前2項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

第13条 第8条、第9条第1項、第10条並びに第11条第1項及び第3項の規定は、民間競争入札に準用する。この場合において、第10条中「前条第1項及び第2項」とあるのは「前条第1項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、市長は、南相馬市公共サービス改革推進委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第11条第1項中「前条の規定による評価に従い、市長が作成した第9条第2項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の規定による評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者」とあるのは「最も有利な申込みをした者」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「規則で定めるもの又は市が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び市長が作成した第9条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるもの」とあるのは「規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

第四章 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

第一節 契約

(契約の締結等)

第14条 市長は、第11条第1項(前条において準用する場合を含む。)の規定により民間事業者を落札者として決定した場合は、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービス(以下、「対象公共サービス」という。)の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。

- 2 市長は、前項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項のうち、規則で定めるものを公表しなければならない。

(契約の変更)

第15条 市長及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により、前条第1項の契約を変更することができる。

- 2 市長は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、南相馬市公共サービス改革推進委員会の議を経なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更の内容に関する事項に係る前条第2項各号に掲げる事項のうち変更した事項及びその理由を公表しなければならない。

(契約の解除等)

第16条 市長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第14条第1項の契約を解除することができる。

(1) 公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

イ 官民競争入札又は民間競争入札の参加資格要件を満たさなくなったとき。

ウ 第14条第1項の契約に従って対象公共サービスを実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

エ ウに掲げる場合のほか、第14条第1項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ 第19条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

カ 第19条第1項の規定による指示に違反したとき。

キ 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の対象公共サービスに従事する者が、第18条の規定に違反して、対象公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、公共サービス実施民間事業者との協議により当該契約を解除することができる。
- 3 市長は、前項の規定により当該契約を解除するときは、前章に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は市が対象公共サービスを実施する措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、前項の規定による措置を講じようとするときは、南相馬市公共サービス改革推進委員会の議を経なければならない。
- 5 市長は前2項の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならない。

第二節 対象公共サービスの実施

(対象公共サービスの実施)

第17条 公共サービス実施民間事業者は、第14条第1項の契約に従って、対象公共サービ

スを実施しなければならない。

(秘密保持義務等)

第18条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三節 監督

(報告の徴収等)

第19条 市長は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 市長は、第1項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、南相馬市公共サービス改革推進委員会に通知しなければならない。

(指示等)

第20条 市長は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

第五章 市が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施

(官民競争入札対象公共サービスの実施)

第21条 市は、第11条第2項の場合においては、官民競争入札実施要項及び市長が作成した第9条第2項の書類の内容に従って、官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

第六章 南相馬市公共サービス改革推進委員会

(設置)

第 22 条 市の公共サービスに係る官民競争入札又は民間競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革における実施の過程について、その透明性、中立性及び公平性を確保するため、市に、南相馬市公共サービス改革推進委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、法第 47 条に規定する合議制の機関を兼ねるものとする。

(所掌事務)

第 23 条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、市長に対し、必要な意見や勧告等を行うことができる。

3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表するものとする。

4 市長は、第 2 項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知するものとする。

(組織)

第 24 条 委員会は、委員●●人以内をもって組織する。

2 委員は、常勤、非常勤の別を問わないものとする。

(委員)

第 25 条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員及び第 31 条に定める専門委員（以下、「委員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏洩し、又は盗用してはならない。

3 前項の規定は、委員等がその職を退任した後も同様とする。

(委員の任期)

第 26 条 委員の任期は、任命の日より 3 年間とする。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第 27 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(専門委員)

第 28 条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、その任を解かれるものとする。
- 4 専門委員は、常勤、非常勤の別を問わないものとする。

(報告の徴収等)

第 29 条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する市又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

第七章 雑則

(特定公共サービス)

第 30 条 特定公共サービスについては、第 6 条第 1 項に定める実施方針は法第 8 条第 1 項の実施方針を兼ねるものとし、第 21 条第 2 項に定める証明書は法第 26 条第 2 項の証明書を兼ねるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、特定公共サービスについては、この条例の規定にかかわらず、法の規定が優先する。

(規則への委任)

第 31 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 罰則

第 32 条 第 18 条の規定に違反して、第 17 条に定める公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏洩し、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 19 条第 1 項に定める報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項に定める検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 正当な理由なく、第20条第1項に定める指示に違反した者

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に定める違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に又は人に対して同条の刑を科する。※『科する』…法に照らして処断すること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

【参考】

南相馬市附属機関に関する規則

平成18年1月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例による附属機関の運営に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の庶務)

第2条 附属機関の庶務は、別表に掲げる機関において処理する。

(諮問及び答申)

第3条 附属機関に対する市長の諮問及び市長に対する附属機関の答申は、文書によりこれを行うものとする。

(参集)

第4条 委員は、招集の通知により指定された日時に参集しなければならない。

2 委員の選任後最初に行われる会議は、市長が招集する。

(欠席の届出)

第5条 委員は、病気その他の事故により出席できないときは、その理由を付し、開議時刻までに会長に届け出なければならない。

(会議の開閉)

第6条 会長は、会議の議長となり、開会、休憩、延会又は閉会を宣告する。

2 会長が開会を宣告する前又は休憩、延会若しくは閉会を宣告した後は、何人も会議について発言することができない。

(日程の決定)

第7条 会長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等の会議日程を定め、会議を始める前にこれを報告しなければならない。

(議題の宣告)

第8条 会長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(発言)

第9条 委員は、議題について自由に質疑をし、又は意見を述べることができる。

2 会議の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。

(分科会等)

第10条 附属機関は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(表決)

第11条 会長は、議題の質疑及び討論が終わったときは、表決に付する。

2 表決のとき、現に会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(会議録)

第12条 会長は、書記に会議録を作成させ、会長が指名した2人以上の出席委員とともに署名しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第18号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第7号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第39号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の名称	庶務を処理する機関
南相馬市総合計画審議会	総務企画部企画経営課
南相馬市特別職報酬等審議会	総務企画部人事法務課
南相馬市水資源対策審議会	総務企画部企画経営課
南相馬市行政改革審議会	総務企画部企画経営課
南相馬市営墓地設置審議会	市民生活部環境安全課
南相馬市環境審議会	市民生活部環境安全課
南相馬市工場誘致審議会	経済部商工労政課
南相馬市水道審議会	上下水道部水道課
南相馬市下水道運営審議会	上下水道部下水道課
南相馬市育英資金貸付審査会	教育委員会事務局教育総務課
南相馬市勤労青少年ホーム運営委員会	教育委員会事務局生涯学習課
南相馬市立博物館美術品等購入選定委員会	教育委員会事務局博物館
南相馬市立病院運営審議会	総合病院事務部事務課

南相馬市公共サービス改革の推進に関する条例施行規則（案）

平成 年 月 日
号

（趣旨）

第1条 この規則は、南相馬市（以下、「市」という。）における南相馬市公共サービス改革の推進に関する条例（以下、「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の定義は、条例で使用する用語の例によるものとする。

（公共サービス改革実施方針）

第3条 条例第6条第1項に定める実施方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項
- （2） 官民競争入札の対象として選定した公共サービスの内容
- （3） 廃止の対象とする公共サービス内容及びこれに伴い市が講ずべき措置に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項

2 市長は、前項第2号及び第3号に掲げる事項に係る部分を定めるようとするときは、あらかじめ、民間事業者が公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲について、民間事業者の意見を聴くものとし、当該意見の聴取のための相当な期間を定めて書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の提出を受けることにより行うものとする。

3 市長は、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、市が実施している公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

4 市長は、前項に規定する情報の公表に当たっては、市が実施している公共サービスに関し、民間事業者から書面により情報の公表の求めがあった業務について、遅滞なく、その具体的な実施体制及び実施方法その他の前第3項の規定による意見の聴取を適切に実施するために必要と認められる情報を明らかにすることにより行うものとする。

（官民競争入札実施要項）

第4条 条例第7条第1項の官民競争入札実施要項には、次の各号に掲げる事項を定めるも

のとする。

- (1) 官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき官民競争入札対象公共サービスの質に関する事項
- (2) 官民競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項
- (3) 条例第8条に定めるもののほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (4) 官民競争入札に参加する者の募集に関する事項
- (5) 官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項
- (6) 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項
- (7) 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
- (8) 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産をいう。第14条において同じ。）に関する事項
- (9) 公共サービス実施民間事業者が、官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり市長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために条例第14条第1項に規定する契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
- (10) 公共サービス実施民間事業者が、官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し条例第14条第1項に規定する契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定により市が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。第8条において同じ。）に関する事項
- (11) その他官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

2 前項第3号に規定する資格は、次の各号に掲げる事項を考慮して当該官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第12号に規定する責任の履行を含む。第4号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

- (1) 知識及び能力
- (2) 経理的基礎
- (3) 技術的基礎
- (4) その他官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

3 第2項第7号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、次の各号に掲げるものを明らかにするものとする。

- (1) 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費

- (2) 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員
- (3) 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

(委員との直接の利害関係)

第5条 条例第8条第1項第3号の規則で定める直接の利害関係は、委員と次の各号に掲げる者との関係とする。

- (1) 委員が代表権を有する役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに順ずる者をいう。）である法人
- (2) 委員が総株主（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有する法人

(最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適當な場合)

第6条 条例第11条第1項（条例第13条において準用する場合を含む）の規定で定める場合とは、市長が落札者を決定する場合において、落札者となるべき者の入札金額によってはその者により条例第14条第1項の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と同項の契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときをいうものとする。

(落札者等を決定したときに公表すべき事項)

第7条 条例第11条第3項（条例第13条において準用する場合を含む）に規定する申込み内容に関する事項とは、落札者が行った申込み内容に関する事項のうち条例第9条第1項第1号（条例第13条において準用する場合を含む。）に掲げる事項の概要とする。

2 前項の規定は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）第17条及び第19条において準用する法第13条第3項に規定する申込みの内容に関する事項のうち規則で定めるものに準用する。

3 条例第11条第3項に規定する第9条第2項の書類の内容に関する事項のうち、同条第1項第1号に掲げる事項の概要及び同条第2項に規定する金額とする。

4 前項の規定は、法第17条及び法第19条において準用する法第13条第3項に規定する法第11条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるものに準用する。

(民間競争入札実施要項)

第8条 条例第12条第1項の民間競争入札実施要項には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項
- (2) 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項
- (3) 条例第13条において準用する条例第8条に定めるもののほか、民間競争入札に参加

する者に必要な資格に関する事項

- (4) 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項
- (5) 民間競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の民間競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項
- (6) 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
- (7) 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産に関する事項
- (8) 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり市長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために条例第 14 条第 1 項に規定する契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
- (9) 公共サービス実施民間事業者が、官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し条例第 14 条第 1 項に規定する契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項
- (10) その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

2 前項第 3 号に規定する資格は、次の各号に掲げる事項を考慮して当該民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第 9 号に規定する責任の履行を含む。第 4 号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

- (1) 知識及び能力
- (2) 経理的基礎
- (3) 技術的基礎
- (4) その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

3 第 1 項第 6 号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、次の各号に掲げるものを明らかにするものとする。

- (1) 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費
- (2) 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員
- (3) 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

(契約を締結したときに公表すべき事項)

第 9 条 条例第 14 条第 2 項に規定する契約の内容に関する事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 契約に係る第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 9 号及び第 10 号に掲げる事項又は第 8 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる事項
- (2) 契約に係る第 7 条第 1 項に規定する概要
- (3) 契約の相手方の住所（法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (4) 契約金額

2 前項の規定は、法第 23 条において準用する法第 20 条第 2 項に規定する契約の内容に関する事項のうち規則で定めるものに準用する。

(契約を変更したときに公表すべき事項)

第 10 条 条例第 15 条第 3 項に規定する契約の内容に関する事項のうち規則で定めるものは、前条第 1 項各号に掲げる事項のうち変更した事項及びその理由とする。

2 前項の規定は、法第 23 条において準用する法第 21 条第 3 項に規定する契約の変更の内容に関する事項のうち規則で定めるものに準用する。

(公共サービス改革委員会)

第 11 条 条例第 22 条第 1 項の委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。但し、委員の選任後最初に行われる委員会の会議は、市長が招集する。

2 前項の会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明を求めることができる。

5 委員長は、議事の経過の要領及びその結果を議事録に記載し、出席した委員がこれに記名押印する会議録を作成し、これを保存しなければならない。

6 この条例で規定するもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

7 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

8 事務局には、局務を統括する者（以下、「統括者」）1 名のほか、所要の職員を置く。

9 前項の統括者は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

10 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

③第三者機関の設置に関する条例及び条例施行規則

第三者機関の設置に関する条例（案）

平成 年 月 日
号

（趣旨）

第1条 この条例は、南相馬市（以下、「市」という。）の公共サービスに係る官民競争入札又は民間競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革における実施の過程について、その透明性、中立性及び公平性を確保するため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下、「法」という。）第47条に規定する合議制の機関として、南相馬市公共サービス改革推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置することについて定めるものである。

（所掌事務）

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた次の各号に掲げる事項を処理する。

- （1）法第16条第5項に規定される事項
- （2）法第18条第5項に規定される事項
- （3）法第17条において準用される法第12条に規定される事項
- （4）法第19条において準用される法第12条に規定される事項

2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、市長に対し、必要な意見や勧告等を行うことができる。

3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表するものとする。

4 市長は、第2項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員●●人以内をもって組織する。

2 委員は、常勤、非常勤の別を問わないものとする。

（委員）

第4条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員及び第7条に定める専門委員（以下、「委員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏洩し、又は盗用してはならない。

3 前項の規定は、委員等がその職を退任した後も同様とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、任命の日より3年間とする。

- 2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(専門委員)

第7条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、その任を解かれるものとする。
- 4 専門委員は、常勤、非常勤の別を問わないものとする。

(報告の徴収等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する市又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 前条までに定めるもののほか、委員会に係る組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

【参考】

南相馬市附属機関に関する規則

平成 18 年 1 月 1 日
規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例による附属機関の運営に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の庶務)

第 2 条 附属機関の庶務は、別表に掲げる機関において処理する。

(諮問及び答申)

第 3 条 附属機関に対する市長の諮問及び市長に対する附属機関の答申は、文書によりこれを行うものとする。

(参集)

第 4 条 委員は、招集の通知により指定された日時に参集しなければならない。

2 委員の選任後最初に行われる会議は、市長が招集する。

(欠席の届出)

第 5 条 委員は、病気その他の事故により出席できないときは、その理由を付し、開議時刻までに会長に届け出なければならない。

(会議の開閉)

第 6 条 会長は、会議の議長となり、開会、休憩、延会又は閉会を宣告する。

2 会長が開会を宣告する前又は休憩、延会若しくは閉会を宣告した後は、何人も会議について発言することができない。

(日程の決定)

第 7 条 会長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等の会議日程を定め、会議を始める前にこれを報告しなければならない。

(議題の宣告)

第 8 条 会長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(発言)

第 9 条 委員は、議題について自由に質疑をし、又は意見を述べることができる。

2 会議の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。

(分科会等)

第10条 附属機関は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(表決)

第11条 会長は、議題の質疑及び討論が終わったときは、表決に付する。

2 表決のとき、現に会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(会議録)

第12条 会長は、書記に会議録を作成させ、会長が指名した2人以上の出席委員とともに署名しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第18号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第7号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第39号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の名称	庶務を処理する機関
南相馬市総合計画審議会	総務企画部企画経営課
南相馬市特別職報酬等審議会	総務企画部人事法務課
南相馬市水資源対策審議会	総務企画部企画経営課
南相馬市行政改革審議会	総務企画部企画経営課
南相馬市営墓地設置審議会	市民生活部環境安全課
南相馬市環境審議会	市民生活部環境安全課
南相馬市工場誘致審議会	経済部商工労政課
南相馬市水道審議会	上下水道部水道課
南相馬市下水道運営審議会	上下水道部下水道課
南相馬市育英資金貸付審査会	教育委員会事務局教育総務課
南相馬市勤労青少年ホーム運営委員会	教育委員会事務局生涯学習課
南相馬市立博物館美術品等購入選定委員会	教育委員会事務局博物館
南相馬市立病院運営審議会	総合病院事務部事務課

第三者機関の設置に関する条例施行規則（案）

平成 年 月 日
号

第1条

この規則は、南相馬市（以下、「市」という。）における第三者機関の設置に関する条例（以下、「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条

この規則で使用する用語の定義は、条例で使用する用語の例によるものとする。

第3条

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。但し、委員の選任後最初に行われる委員会の会議は、市長が招集する。

2 前項の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条

委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明を求めることができる。

第5条

委員長は、議事の経過の要領及びその結果を議事録に記載し、出席した委員がこれに記名押印する会議録を作成し、これを保存しなければならない。

第6条

この規則で規定するもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第7条

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局には、局務を統括する者（以下、「統括者」）1名のほか、所要の職員を置く。

3 前項の統括者は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

第8条

この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って

定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(8) 実施要項 (案)

対象業務についての実施要項 (案) について整理する。

実施要項については、今回の対象の性質と管理監督を行う行政内部の部局が異なることから3業務毎に作成することとする。ただし、入札参加資格など共通的な事項が存在するため、以下では共通事項以外の部分について3業務毎の内容を示すこととする。

官民競争入札等実施要項 (案)

南相馬市は、平成18年1月1日に旧小高市、旧鹿島町および旧原町市が合併して誕生しました。本市では、少子高齢化が進むなか、地域と住民生活の将来を展望し、行財政基盤の強化を図りながら、広域的な視点で行政運営を進めています。

地方公共団体を取り巻く財政状況は、依然として厳しい状況にあり、本市においても引き続き徹底した行財政の効率化等を図り、簡素で効率的な自治体を実現する必要があります。

このような状況下において、本市では、公共サービスの実施について見直しを図り、民間にできることは民間に委ね、行政が自ら担うべき役割を明確化しその役割を果たすことで、一層充実した公共サービスの実施を目指すこととし、

①市役所窓口業務／②市営住宅管理業務／③納税勧奨補助業務

について、市場化テストを実施することとしました。

この実施要項は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）」に準じ、透明性・公正性を確保する観点から、対象とする公共サービスの詳細な内容、実施期間、入札参加資格等を定めたものです。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

①業務の対象と業務内容

各業務について前段の、
 3. 市場化テスト導入計画案の策定
 (1) 委託可能な業務範囲を明確化
 ①～③で示した内容が該当

(2) サービスの質の設定

本業務の実施にあたり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下の通りとする。

対象業務	業務全体質	現行基準
①窓口関連業務	利用者満足度 誤交付件数	業務フローの遵守 身だしなみ、接客態度 説明の理解度 窓口での所要時間や待ち時間 証明書発行にかかわる注意事項の遵守

《質の設定についての考え方》

- 利用者満足度に関しては、毎年度市が実施するアンケート結果を提示し、「1. 職員の挨拶や身だしなみについて」「2. 職員の言葉遣いや態度について」「3. 職員の説明について」「4. 窓口での所要時間や待ち時間について」の各項目での「良い」または「早い」の評価を維持向上するとともに、「悪い」「非常にわかりにくい」「遅すぎる」の評価を維持改善することといった設定が考えられる。
- また、誤交付件数については、現状データが存在しないこと、誤交付事態が発生してはならない事柄であることから、誤交付件数0とすることも、事業者の注意を喚起する点からは考えられる。
- 現行基準については、現在市が当該業務の実施に用いている各注意事項等を添付することとする。

対象業務	業務全体質	現行基準
②市営住宅関連業務	収納率 納付勧奨件数	関連法令の順守 ・公営住宅法 ・南相馬市営住宅条例 ・南相馬市営住宅条例施行規則 機能分析表及び機能情報関連図

《質の設定についての考え方》

- 市営住宅関連業務については、判断業務と督促にかかわる業務以外の業務が包括的に対象とされているため、業務全体の質として収納率の維持・向上を設定することも考えられる。ただし、直接督促を実施するのは行政の業務であるため、これだけとするのではなく、納付勧奨件数のような指標も合わせて設定することが必要であると考えられる。

対象業務	業務全体質	現行基準
③納税勧奨等業務	納付勧奨件数	納税交渉マニュアルの遵守

《質の設定についての考え方》

- 納税勧奨等業務全体の質については収納率を用いるのが合理的であるが、今回の対象業務範囲は、収納率の向上に直接係る部分が少ないため、収納率は参考値程度に示すものとして、納付勧奨件数を設定することが考えられる。
- 納付勧奨件数については、現状件数として把握がなされていないため、実施にあたり件数の実態把握を行いそれを用いるか、「未納者に対し1回以上の納付勧奨を行う」などの設定を行う必要がある。

(3) 各業務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、各業務における現行基準は、従来の実施方法として下記(7.)で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上(包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等)に努めるものとする。

①業務の実施全般に対する提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、業務の実施全般に係る質の向上の観点から取組むべき事項等の提案を行うこととする。

②従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

(4) 委託費の支払い方法

市は事業期間中の検査・監督を行い、質の確保の状況を確認した上で、委託費を支払う。検査・監督の結果、質が確保されていない場合は、委託費の減額を行う。

①契約の形態

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。

②契約金額

契約金額は、落札者の提案した入札金額に、消費税率100分の5を乗じた金額を加算した額とする。

③委託費の支払い方法

委託費の支払いについては、年2回とし、4月分から9月分を10月に、10月分から3月分を4月に支払うものとする。

委託費の支払い方法については、他にも年単位、月単位、四半期単位などの設定が考えられる。行政の事務作業軽減の観点からは、年度毎や半期毎でまとめる方法が効率的であると考えられる。ただし、事業者の負担能力や月毎の実施状況に応じて支払を実施する方法も考えられる。また、複数年契約において初年度は月単位で状況をチェックしながら支払を行い、次年度からは一定期間を経て支払をする方法なども設定可能である。ここでは、事業者の一定の実施状況を踏まえてその状況を判断し、行政事務の負担を軽減する観点からも半期に1回の支払を設定している。

④委託費の減額措置

委託費の減額については必ずしも設定しなくてはならない措置ではないが、事業者に対して業務の質の維持・向上を促す観点から設定することも考えられる。

減額にあたっては、要求水準の達成状況を踏まえて行うこととなるため、行政サイドではその根拠となるデータについてはあらかじめ収拾・整理・検討を行う必要がある。

減額を設定する場合、一定以上の成果をあげた場合にはインセンティブを付与するような委託費の支払い方法についてもあわせて検討することが考えられる。

以下では、減額措置についての案を示す。

①窓口関連業務	
業務の達成状況	減額措置（案）
満足度未達の場合	<p>各年度の2回目の支払額に対して、年間委託費相当額の5%を乗じた額金額を限度として減額する。</p> <p>満足度に係る各項目について5%未満未達の場合：2%減額 満足度に係る各項目について5%以上～10%未満未達の場合：3%減額 満足度に係る各項目について10%以上未達の場合：5%減額</p> <p>上記の措置は、満足度に係る各項目のいずれか1項目に該当があった場合に直ちに適用する。</p>
要求水準未達の場合	<p>誤交付が判明した月に支払う委託費相当額から、その額に5%を乗じた金額を減額。</p>

②市営住宅関連業務	
業務の達成状況	減額措置（案）
要求水準未達の場合	<p>①家賃等未納者に対し、納付勧奨件数#回以上 ②収納率95%以上</p> <p>①②ともに未達の場合 収納率未達1%毎に、次年度の委託費相当額の1%を乗じた金額を減額する。</p> <p>①が未達で②が達成されている場合 減額を行わない。</p> <p>②が未達で①が達成されている場合 収納率が2%以上達成されていない場合、次年度の委託費相当額に未達率を乗じた金額を減額する。</p>

③納税勧奨関連業務	
業務の達成状況	減額措置（案）
要求水準未達の場合	<p>納付勧奨件数：前年度の督促状送付件数以上</p> <p>上記納付勧奨件数が未達の場合、納付率の状況に応じ減額を行うこととし、前年の納付率に対し1%未達毎に、次年度の委託費相当額の1%を乗じた金額を減額する。</p>

(5) 費用負担等に関するその他の留意事項

①消耗品等

業務を実施するにあたり、施設利用者が使用する消耗品や業務を行ううえで民間事業者が使用する消耗品や付属品については、全額市の負担とし、民間事業者からの請求に応じ支給するものとする。

②光熱水費

市は、民間事業者が本業務を実施するのに必要な電気・水の使用を無償とする。

(※民間事業者の創意工夫の発揮の観点から、民間事業者において負担する光熱水費がある場合は、それを明記する。)

③法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

1) 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

2) 消費税その類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む。)

3) 上記1)、2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更を含む。)

2. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

ただし、平成23年10月1日より平成24年3月31日までを業務の引継ぎ期間とする。また、受託事業者は、平成26年10月1日より平成27年3月31日までの間は、次期事業の実施を担う者に対し、業務の引継ぎについて市に協力を行うこととする。なお、この間に事業者が発生する費用については事業者の負担とする。

3. 入札参加資格に関する事項

入札参加資格は、以下のとおりとする。

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条各号（第11号、12号を除く。）に該当するものでないこと。

【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号（第11号、12号を除く。）】

- 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。
- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
 - 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
 - 五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
 - 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - 七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
 - 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
 - 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

- (2) 南相馬市が設置する第三者機関の委員又は当該委員と直接の利害関係のある者。この場合の利害関係とは、委員が代表権を有する役員である法人、委員が総株主又は総出資者の議決権の過半数を有する法人をいう。

(3) 地方自治法施行令第167条4第2項各号の規定に該当する者でないこと。

【地方自治法施行令第167条の4第2項各号】

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(4) 指名停止に関する排除事項

本市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱(平成21年4月1日 告示14号)」に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 税（国税及び地方税）を滞納している者。

(6) 業務の実施にあたり必要とされる資格を有するもの。

本実施要項に示す業務の実施にあたり法令上必要な次の資格を有しているもの、又は、資格等を有しているものを業務の実施にあたらせることができる者であること。

②市営住宅関連業務

高架受水槽の市内登録

③納税勸奨等業務

プライバシーマーク使用許諾証又はISO/IEC27001 マネジメントシステム登録証」

(7) 入札参加グループでの入札について

①単独で本実施要項に定める業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、もしくは単独で入札に参加することは出来ない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成すること。

②上記（1）から（6）の全ての要件を満たすこと。

ただし、入札グループで入札する場合には、（6）については、当該業務を実施する者が満たしているものとし、その他の要件については全ての入札グループが満たしているものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続及びスケジュール

記入例

手続	スケジュール
公示	平成〇年〇月〇日又は平成〇年〇月〇旬ころ
入札説明会	平成〇年〇月〇日又は平成〇年〇月〇旬ころ ● 公告より1週間程度の期間内に実施すること。
現場説明会	平成〇年〇月〇日又は平成〇年〇月〇旬ころ ● 可能な限り複数回実施し、実際の作業現場や質疑応答の機会を設けること。
入札等に関する質疑応答	平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日 又は平成〇年〇月〇旬ころ ● 入札説明会・現場説明会より2週間程度の期間内に実施すること。
入札書類の受付期限	平成〇年〇月〇日又は平成〇年〇月〇旬ころ ● 民間事業者の検討期間を考慮し、公告より40日以上の期間をおくことが望ましい。(WTO政府調達協定の対象となる業務の場合は、政府調達に関するアクションプログラムにより、官報公示後50日以上の期間が必要とされていることに留意すること。)
入札書類の評価 (評価委員会等を実施する場合等に記載)	平成〇年〇月〇日又は平成〇年〇月〇旬ころ
開札・落札者等の決定	平成〇年〇月〇日又は平成〇年〇月〇旬ころ ● 入札書類の評価と併行して、暴力団排除に関する欠格事由の審査(警察庁への照会)を行う必要があるため、入札書類の受付期限から開札までは、少なくとも1ヶ月以上(警察庁からの回答に最長で30日を要する場合がある。)の期間を確保すること。
契約締結	平成〇年〇月〇日又は平成〇年〇月〇旬ころ ● 業務の引継ぎにあたっては、十分な期間を確保すること。

引継ぎ期間を想定した実施スケジュール案

案公表後	理想日程 (試算)	事柄
	H23. 4. 4	実施要項案公表
～ 15日	H23. 4. 19	案に対する事業者からの質問受付
30日	H23. 5. 4	質問に対する回答
35日	H23. 5. 9	実施要項の策定・公表・入札公告
～ 40日	H23. 5. 14	入札説明会及び現場説明会
～ 45日	H23. 5. 19	入札公告に対する事業者からの質問受付
50日	H23. 5. 24	質問に対する回答 (内容の明確化)
90日	H23. 7. 3	提案書提出
120日	H23. 8. 2	提案評価 (第三者機関の承認)
120日	H23. 8. 2	落札者決定
150日	H23. 9. 1	契約交渉
150日	H23. 9. 1	契約書確定
180日	H23. 10. 1	事業開始 (or 引継ぎ開始)

(2) 入札実施手続

①提出書類

官民競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

②企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項（5.）で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

1) 企業の代表責任者及び本業務担当者【提出様式1】

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。

2) 必要とされる資格を証明する書類の写し【様式1に添付のこと】

3) 業務実績【提出様式2】

本実施要項（1.）で示す業務毎に過去3年間の実績。

4) 本業務実施の考え方【提出様式3】

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等。

5) 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法【提出様式4】

本実施要項（1.）で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法を示す。
（業務毎に担当企業が異なる場合は、業務毎に作成のこと。）

6) 業務に対する提案事項【提出様式5、6、7】

ア. 業務の質の確保に関する提案

イ. 従来の実施方法（7. で開示された既存の仕様書類等に示された内容）に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（或いはその両方）を具体的に示すこと。

7) 緊急時の体制及び対応方法【提出様式8】

緊急時（管理・運営業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示す。

③開札にあたっての留意事項

- 1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- 2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。
- 3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する市の定める委任状を提示又は提出しなければならない。
- 4) 入札者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は、第三者機関において行うものとする。

（1）落札者決定にあたっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

①必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は必須審査合格とし加算項目の審査を行い、1つでも満たしていない場合は失格とし加算項目の審査は行わないものとする。

1)実施体制

各業務の業務水準が維持される体制であること。

提案された内容が実現可能な体制であること。

グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であること。

2)業務に対する認識

業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

3)現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、要求水準が確保されるものとなっているか。

②加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目について審査を行う。なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には、従来の実施方法と提案内容との比較を行い加点を行う。

1)業務の質についての提案内容（300点）

質の維持・向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されているか。また、それらが実施可能な体制が確保されているか。

2)改善提案内容（100点）

改善提案の内容は、現行基準レベルの質の維持が確保できるものか。また、質の向上

が図られているか。

3) 緊急時への対応について考え方・体制 (100点)

具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。

(2) 落札者決定にあたっての評価方法

① 落札者の決定方法

1) 除算方式の場合

加点項目審査で得られた加算点（を加算し、入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を総合評価点とし、（官の評価及び）入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

$$\text{総合評価点} = (\text{加算項目審査による加算点}) \div \text{入札価格}$$

2) 加算方式の場合

加点項目審査で得られた加算点に、入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札価格に対する点数（500点）を乗じて得た値（価格点）を足し合わせ、合計点が最も高い値の者を落札者として決定する。

$$\text{総合評価点} = (\text{加算項目審査による加算点}) + \text{入札価格の得点配分 (500) 点} \times [1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})]$$

② 留意事項

1) 当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札者として決定することがある。

ア. 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）

イ. 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）

ウ. 当該契約期間中における他の契約請負状況